

第5章

2つの主権，2種の法

——ニューギニア高地における戦士共同体と国家——⁽¹⁾

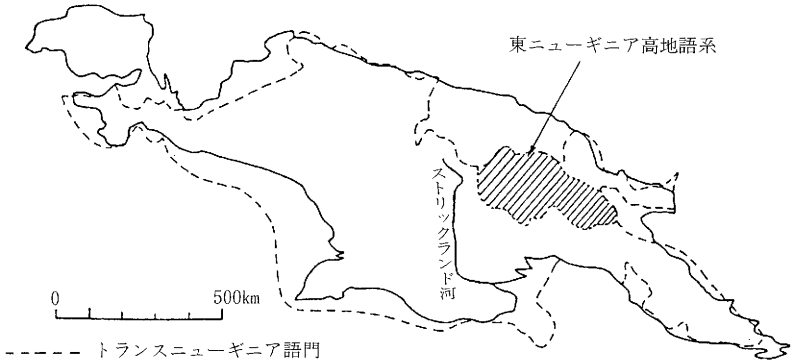
はじめに

第2次大戦後，脱植民地化の政治的波動は全世界を洗い，地球上の陸地はほぼ全面的に「国家」と呼ばれる統治形態によって覆われることになった。

本稿で論ずる「パプアニューギニア」もその例外ではなく，遅ればせながら1975年，「独立国」として誕生することとなった。

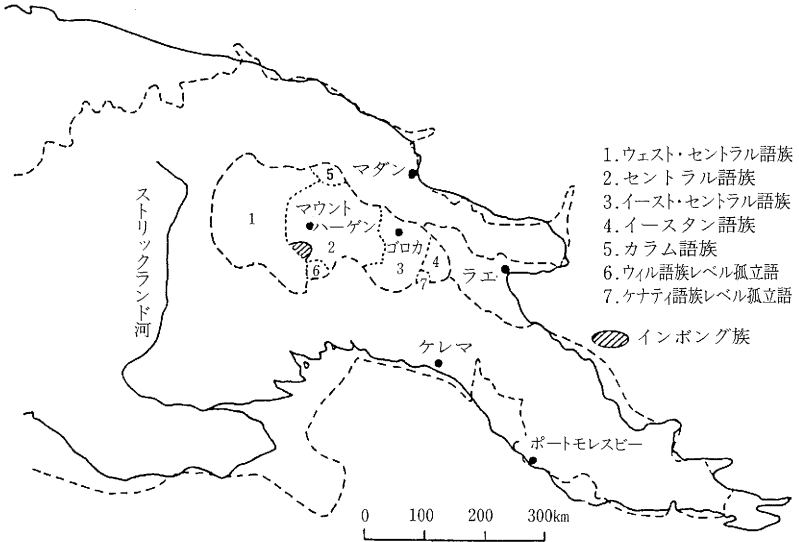
しかし，1884年に始まる独・英による植民地化以前には数百の言語集団に分かれ，その各々の言語集団内部においても数十～数百人からなるひとつひとつの村が政治・軍事的な主権団体⁽²⁾として割拠・抗争し，その上位統合体を生み出すことがなかったパプアニューギニアが100年足らずの間に自生的統一国家を生み出したとすれば，それは水の上を歩くに類する政治的奇跡であろう。事実は，本論で詳述するように，統一国家パプアニューギニアは国際環境によって強いられ，宗主国オーストラリアのプログラムによって与えられた一種の「人工国家」であった。だが，この人工国家はさまざまな問題を抱えながらも独立後10数年，何とかその統合性を保ち国家としての機能を果たし続けてきた。それは西洋文明が産み出した「近代国家」という装置の汎用性の高さを物語るものであるが，所詮は歴史的背景を全く異にする西洋世界で構築され招来されてきた装置である。パプアニューギニアの現実のなか

地図1 トランスニューギニア語門とそこにおける東ニューギニア高地語系の位置



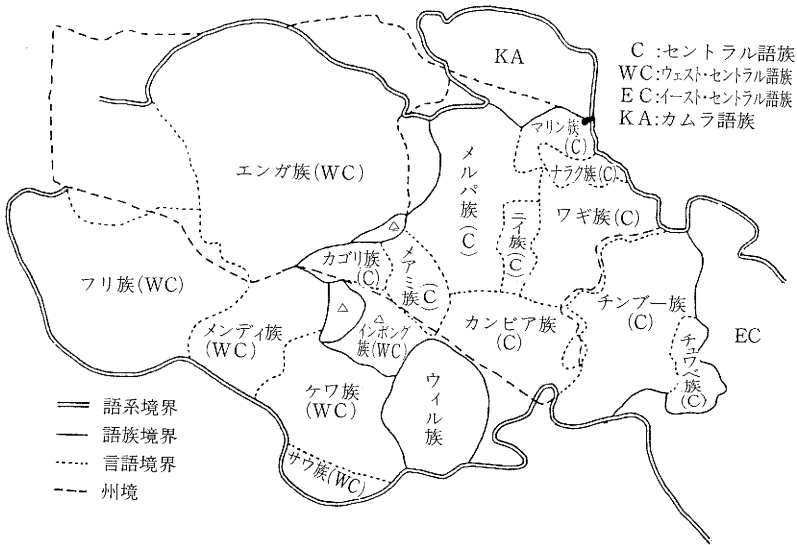
(出所) S.A. Wurm, ed., *Papuan Languages and the New Guinea Linguistic Scene*. New Guinea Area Language and Language Study Vol. 1, Canberra : Australian National University, 1975, に拠った。

地図2 東ニューギニア高地語系とそれを構成する語族



(出所) 地図1に同じ。

地図3 インボング族周辺地域の言語分布



(出所) S.A. Wurm, ed., *Languages of the Highlands Province Papua New Guinea*. Canberra : Australian National University, 1978. に依拠したが、インボング族周辺については筆者の知見をもとに訂正を加えている。

に根をおろしたとはお世辞にも言い難い。

そもそも白人宗主国が植民地経営を進めるにあたって何よりもまず最初に行ったことが現地社会の政治・軍事的な主権団体である村々からその主権を剥奪することであった。それはオーストラリア統治時代には古代ローマのバックス・ロマーナに倣ってバックス・オーストラリアーナと呼ばれ、白人サイドからみれば現地社会に「平和」と「文明」とを与えるものであったが、もちろん、現地社会から「平和」と「文明」を与えてくれと要請があったわけではない。むしろ実態は自らの一元的秩序を貫徹し、それによって全世界を覆うという白人近代文明の権力意思の発動であった。そして現地社会は何よりも先に、交戦権を放棄して、すなわち政治的自立性の根拠を放棄して、最終的決定を白人植民地政府に委ねることを迫られたのであった。すなわち、

「近代国家」は伝統社会の最大単位である村落を去勢することによってパプアニューギニア人の前に出現したのである。

それ以来、ガヴマン (government, 政府)、このパプアニューギニア現地人にとって、奇妙で得体のしれない、しかも自分たちの上に覆いかぶさり君臨する巨大な力能を具備し、うまくそれと結びつけば法外な便益や利得をもたらす謎の怪物リヴァイアサンは、ニューギニア現地人の世界の中に入り込み、人々はそれをめぐって新たな権力のドラマを開始したのである。

本論文は、このリヴァイアサンの変貌とそれが、とりわけニューギニア高地と呼ばれる地方の共同体とそこに生きる人々に何をもたらしたのかを、白人文明到来前の新石器社会、白人統治時代、そしてその終焉後の独立から現在に至るまでの変転のなかにみていこうとするものである。

第1節 ニューギニア高地社会の原像⁽³⁾

白人到来前のニューギニア高地の村落は戦士共同体であった。基本的に村落の成人男子は一人一人が戦士だったのである。

生計は主として焼き畑農耕によって支えられていたが、労働、とりわけ長時間手をとられ持久的な活動を要する仕事は女たちの持ち分であり、男たちは女手では手に負えない、瞬発力を要する作業を除けば農耕・牧畜活動から自由であった。

すなわち、ニューギニア高地の村落社会は2つの階層から成っていたのである。ひとつは農民であるところの女たちであり、もうひとつは、その女たちを夫として支配する戦士階層を構成する男たちである。

支配者である戦士=成人男子は基本的に同格の構成員として戦い、また村落の政治的・祭儀的評定に参加した。村の成人男子の間には政治的支配関係はなかった。

戦士たちの政治的な同格性は互いの経済的な独立に基盤を置いていた。す

なわち，各家族は各々ほぼ食料を自給できるだけの土地を保有し，労働も家族の内ですべて完結していたのである。家族を越えた共同作業の機会は稀にしかなかった。また，村全体が一体となって維持・管理しなければ生産活動が遂行しえない灌漑装置といったものもなかった。各家族はほぼ完全に経済的単位として自立・完結していたのである。

武器も基本的に石斧，木製の弓，竹や骨の矢，木製の槍や楯から成り，各戦士が自弁しうるものであり，戦法も指揮官と兵士の別はなく，互いの連携は保ちながらも各戦闘員が思い思いに一騎打ちを行うというものであった。

このように一人一人が強い独立自尊の気風をもつ男たちの間にも影響力の多少は存在した。そうした影響力の大小は個々の男が他の村の男と結んでいるネットワークによるところが大きかった。すでに述べたようにニューギニア高地の戦争は石斧，弓矢，槍といった原始的な武器を手に，戦闘員が思い思いに動いて展開される白兵戦であった。このような戦争において勝敗の帰趨を決定するものはまず何よりも戦闘員の数である。そこで，戦争を行おうとする村にとっては自分の側についてくれる同盟村をどれだけ確保できるかが死活の重要性をもつことになる。そして，こうした同盟関係は多くの場合，婚姻関係から出発する富の相互贈与（互酬）の絆によって結ばれた。このような村外との互酬ネットワークを広くまた有効に展開しうる者はその外交力によって，逆に村内の決定（とりわけ和戦のそれ）にも衆から抜きん出た影響力をもち得たのである。こうしたネットワークを展開し，外交を行う能力は必ずしも世襲される性格のものではない。父親のもっていたネットワークや影響力は息子の経歴の出発点とはなりうるが，その成否は最終的には息子の人格と能力にかかってくる。すなわち，村において政治的指導者となるチャンスは全員に開かれているのである。このことが，村の全成人男子を影響力と指導力をめぐる生涯をかけた競争に駆り立てることとなる。ニューギニア高地の伝統的村落社会は実に機会の平等に基づく能力主義的競争社会だったのである。

第2節 白人統治史と独立にいたる政治過程

こうした石器時代の只中にあったニューギニア高地に初めて文明社会から人が訪れるのはようやく1930年代に入ってからのことである。

1884年に始まる白人近代国家によるニューギニア領有宣言の後も、広大で瘴癘かつ陰阻なニューギニア内陸部は白人の侵入を阻んできた。それから50年、折から全世界を覆った大恐慌下でニューギニアに発見された金鉱脈のニュースは瞬く間にゴールドラッシュを招来し、これまで踏破されていなかった奥地に白人たちの足を向かわせることとなったのである。また航空機の発達は海岸部から内陸・高地への物資輸送の困難を大きく軽減するものであった。これによって白人のニューギニア高地における定住が可能となったのである。

こうして金鉱採掘者によって先鞭をつけられたニューギニア高地への白人の進出は、続いて植民地政府の統治官、キリスト教宣教師らの統治や宣教活動への道を開くことになったが、とはいえ第2次大戦前においてはニューギニア高地で活動していた白人の数は未だほんの一握り、大半の土地は相変わらず白人文明の影響の外にあった。

ニューギニア高地の本格的な文明化が開始されるのは第2次大戦後、それも1950年代以降のことである。

ここで我々は、ニューギニア高地人たちのその後の運命を大きく左右することになる白人統治史とパプアニューギニア独立への歩みを一瞥しておくことにしよう⁽⁴⁾。

第2次大戦後のパプアニューギニア史（とりわけ政治史）においては3つの重要な転換点があった。

それは、1945年から50年に至る第1の転換点、60年代前半の第2の転換点、70年代前半の第3の転換点である。これらの各転換点においてパプアニューギニア史は独立へ向けて大きくカーヴを切っていったのである。

まず1945年から50年に至る第1の転換点であるが、これは、46年の「国際連合におけるオーストラリア信託統治協約」(Trusteeship Agreement)の成立とオーストラリア連邦議会における「パプア及びニューギニア法」の成立によって画される。

前者によってニューギニアは国連信託統治領となり、信託統治協約において国連憲章76条に則りオーストラリアの政策は「統治領に固有の状況に見合った自治ないしは独立への進歩的發展」を目指すよう明記された。これは公的にパプアニューギニアに関する独立が目標として提示された最初の記録となる。戦前のオーストラリアによるパプアニューギニア統治はパプアニューギニアをオーストラリアの所有物件と見なすものであり、パプアニューギニアの独立などは、最も開明的な白人たちにとってすらはるか遠い未来のことであった。その最も雄弁なる証左は、オーストラリア政府がニューギニア統治に1ペニーの金も出さなかったこと(ニューギニア統治予算は全てニューギニア内でまかなわれた)、および植民地統治府はパプアニューギニア人に対する学校教育を施す熱意を全く欠いていたこと(戦前におけるパプアニューギニア人に対する公教育は4つの小学校といくつかの職業訓練所がすべてであった!)である。後者は、オーストラリアがパプアニューギニア人を近代セクターに参画させる意図が全くなかったこと、さらに言えば、パプアニューギニア人を一方的に統治の対象、プランテーション、鉱山において労役奉仕を行うべき「土人」としてしか見ていなかったことを端的に物語るものであった。

こうした前史をひもとく時、国連における信託統治協約の条文がもっていた革命的意義が十全に了解される。そして国連は前記条文に沿った政策が施行されているか否かを監督するため、オーストラリアに国連に対する統治状況の年次報告を義務づけ、さらに4年に1度、国連視察団が統治の状況を視察することを制度化したのだった。こうした報告に基づき、国連の信託統治理事会や総会は矢継ぎ早にさまざまな勧告案を出し、それをオーストラリア政府が何年か遅れて施行するという形で、独立前のパプアニューギニア政治史は進行していったのである。

こうして、オーストラリアのパプアニューギニア統治は、第1の転換点によって敷かれたレールの上を1950年代いっぱい走っていたが、そこにおける主要目標は、政治的変革よりも社会・経済上の土台作りに置かれていた(大戦前にはまともな自動車道すらない状況だったのだから、当然そうならざるを得なかった)。とりわけ力が入れられたのは初等教育の整備と原住民社会への貨幣経済の導入であった。1960年にはパプアニューギニア全土で公立小学校の数は306となり(戦前の4つという数字がいかに貧弱なものであったかを物語る)、またそれまで貨幣というものを知らなかった奥地の村々に貨幣が普及していき、多くの村人たちは金や近代の商品を求めて換金作物栽培に着手するようになった。これらはいずれも、第2次大戦前の状況から比べると目ざましい変化であったが、世界政治の歩みはさらに劇的であった。

大戦前の旧植民地は独立闘争を経て次々と独立を果たし、植民地支配という言葉は倫理的・政治的弾劾の対象となっていた。そうした政治的雰囲気の中、1960年、国連総会でオーストラリアに対するパプアニューギニア即時独立要求が可決され、英連邦首脳会議から帰国した豪首相メンズィースはパプアニューギニア独立が「早ければ早いほど好ましい」と思うと語るに至る。

この1960年を機に、パプアニューギニア戦後史は第2の転換点に突入していくのである。

クライマックスは1962年に訪れた。1962年の国連視察団は報告のなかでパプアニューギニアにおいて普通選挙による議会の設立を勧告、オーストラリア政府は「パプア及びニューギニア法」を改正し、64年パプアニューギニアで初めて普選が行われ、議会在が招集された。ここにパプアニューギニア戦後史は政治的変革の時代に入ってゆくのである。ただ議員の大半は白人統治権力と結び付くことによって力を得た地方有力者で、学校教育を受けた者は稀れであった。そのため、議会在は政治的変革の場とはなり得なかった。政治的変化の担い手は、むしろ議会在の外で生まれつつあったのである。

1950年代に整備された初等教育は中等教育への要求を生み出し、また国連の相次ぐ勧告や議決の圧力下、統治府の公務員にパプアニューギニア人を採

用する必要が生じていたのである。そのため、1960年代前半には次々と中学校や官僚養成校がつくられ、若いパプアニューギニア人エリート候補生が生み出されていった。こうしたエリート候補生のなかから自治・独立をスローガンとする先鋭な政治意識をもったグループが生まれ、やがて1967年にパンゲー党の結成に至る。

他方、オーストラリア政府はパプアニューギニア独立の経済的基盤確保のため、ブーゲンヴィル島の金銅鉱山の開発を多国籍企業に委ねた。

パプアニューギニア人の圧倒的多数を占める村落住民たちは、急速に拡大した公的サービスの恩恵を享受し、人種差別撤廃法案の成立や白人統治府の権力の後退などによる自由を手に入れ始めていたが、自治・独立は彼らの現実とはかけ離れた、未だ無縁のスローガンにすぎなかった。それは1968年選挙における急進政党パンゲー党の敗北を通じて明らかとなった。選出されたパプアニューギニア人議員の圧倒的多数は独立反対派であった。

しかし、国際政治環境の急速な流れは、パプアニューギニア人たちの意識の頭越しにふりかかってくる。アフリカの年と呼ばれた1960年代を通じて、地球上の植民地面積は急速に狭まり、ベトナム戦争に代表される新興独立国の民族主義は正義の聖戦として、自らの先進国に対する攻撃を正当化していた。

こうしたなかで、まず豪労働党首ホイットラム、次いで豪首相ゴートンが1969～70年、相次いでパプアニューギニア入りし、豪政界はパプアニューギニアを独立させるつもりであることを明らかにした。

これは、白人入植者のみならずパプアニューギニア人政治家にとっても寝耳に水の衝撃であった。パプアニューギニアの世論は動き始め、自治・独立反対派は分裂し、独立派へ鞍替える者も現れた。

この状況下で行われた1972年選挙は自治・独立派諸党が僅差で多数を占める国民連合政権が成立、オーストラリア本国が授与しようとパプアニューギニア独立の受け皿ができたのである。こうして、独立へ向けての第3のステップが踏み出された。

以後3年間にオーストラリアの政治・経済制度をモデルにした議会制民主主義国家としての法体系や制度作りが行われ、1975年に独立するのであるが、この1970年代前半に作られた体制が、独立後10数年、今日に至るまで、基本的に変わることなく「独立国家」パプアニューギニアを担ってきたのである。

第3節 パトロール・オフィサー

第2次大戦前のオーストラリア統治方針はきわめて単純なものであった。それは、未開の地域をオーストラリアの統治下に入れ、そこにおける平和(パックス・オーストラリアーナ)と秩序を維持することであった。そのために開発された制度が、パトロール・オフィサーの制度である。

オーストラリアの統治権力が未開の地域に入っていく場合、まず、このパトロール・オフィサーが踏査を行い、現地人と接触する。そして、その地域の統治と駐在に好便な土地を選んで、そこにパトロール・ポストと呼ばれる駐在所の設立を始める。こうしてパトロール・ポストに常駐を始めると同時にその地域の巡回(パトロール)を開始する。その過程でルルアイ、トゥルトゥル、ボスポイなどといった役職に現地人代表者を任命して、自らの指示に従って村落レベルでの治安維持、労役提供、衛生保持などの任務に当たらせる。

1950年代にはニューギニアのほぼ全土はこうしたパトロール・オフィサーによる統治の下に入り、一人のパトロール・オフィサーは約1万~2万の現地人、村の数にして数十から100程度を管轄することとなった。

パトロール・オフィサーの職務は第1に担当地域における法と秩序の維持であり、そのため彼には司法、警察、戸籍作成、土木建設のための労役徴集など幅広い権限が与えられた。

村々に住む現地人たちが接する白人官吏はこのパトロール・オフィサー以外になく、それゆえキャップ(パトロール・オフィサーはこの通称で呼ばれた)は村人たちにとって白人統治権力そのものであった。

さて、1930年代以降、ニューギニア高地の原住民たちに国家という新しい機構をもたらしたのはこうしたパトロール・オフィサーたちであったが、それではパトロール・オフィサーとの遭遇によって、ニューギニア高地社会にどのような新現象が生じたのであろうか。

第4節 戦士共同体の失墜

パトロール・オフィサーが未開地域へ入ってまず最初に行ったことは先にも述べたように戦争状態の停止であった。

これはニューギニア高地諸社会にとっては前代未聞の出来事であった。というのは、ニューギニア高地の戦士社会は自らの安全と権益は自らの手で守り、自らに加えられた害は自らの力で償わせるという自力救済の原則に則って動いていたからである。村＝戦士共同体間の戦争はその不可避の帰結であった。隣村のブタが畑を荒らしたので撲殺した。するとブタの所有者は賠償を畑の持ち主に求めてくる。しかし、畑の持ち主は自分が畑を荒らされた被害者なのだから賠償を払うつもりはない、とつっぱねる。結果は村同士の戦争である。こうした戦いの種はいたるところにあった。盗み、姦通、殺人、さらには村の有力者の死が敵村による毒殺や邪術のせいだとみなされて、それが戦いの原因になることも多かった。村の一員に加えられた害は村全体に加えられたと同然であり、村の者全員がその加害者に(生命または賠償の形で)償わせなければならず、同様に加害者(とされた者)にも彼の村の者たち全員の支持が与えられる。村＝戦士共同体は近代国家同様、最高の主権団体(すなわち、もはやその上に立って命令を下しうるいかなる政治機構も存在していない)であったから、結果は当事者同士の賠償交渉か、さもなければ戦争とならざるを得なかったのである。

トマス・ホブズは言う、「たとえ、個々の人々が相互に戦争状態にあった時代がけっして存在しなかったにせよ、しかもあらゆる時代において、国王

や主権者 (Persons of Sovereign Authority) は彼らの独立性ゆえに、たえざる嫉妬のうちにあり、剣闘士の立場と姿勢にあつて、互いに武器を擬し、目をそそいでいる」(ホブス [1954], p.205)。まさしく、そのような状態にニューギニア高地はあつたのである。そこにおける主権者とは言うまでもなく戦士共同体であるところの村であつた。

このような「各人が各人に対しての戦争状態」を終結させるためには、とホブスなら言うであろう、彼らをともに恐れさせる共通の力がなければならぬ。

それが他ならぬ、突如出現した白人パトロール・オフィサーであつた。彼らはニューギニア高地人がかつて見たことのない奇妙な杖を持って現れた。つまりは銃である。白人パトロール・オフィサーは統治を始めるに当たつて村々を巡回する時、必ず銃の発砲デモンストレーションを行つた。何枚かの板を並べて立てておき一発の銃弾でそれをすべて貫通させる。またはブタを一発で仕留めるなど銃の威力を示してまわつたのである。老人たちの回想では、一瞬、雷鳴のような轟音がして白人の持っていた杖が火を吹くと、その場に居合わせた者たちはパニックに陥つたという。そして後にはブタのむくろが転がっていたというわけである。

人々はそれを魔の弓と呼んで恐れた。その瞬間、ニューギニア高地の戦士共同体から政治・軍事的な主権がずり落ち始めたのである。

こうして、戦士共同体の手からずり落ちた主権はパトロール・オフィサーの手に落ち、ここにホブスの言う可死の神、リヴァイアサンが出現したのである。

第5節 国家権力の登場

白人たちは伝統的戦争状態を停止するためかなり手荒な手段で臨んだ。戦争停止命令にもかかわらず、戦争を行う者たちはあるいは財産を全て奪

われ、あるいは手錠をかけられ投獄された。統治初期の牢獄はきわめて簡便なもので、たとえば、囚人自らに穴を掘らせてその底に放り込んでおくという体のものであった。そこでは囚人たちは日に曝され、雨に打たれ、自らの糞便の臭いに悩まされるといったかつてない苦痛を味わわなければならなかった。時にはパトロール・オフィサーに殴打されて死ぬ者もいたし、また牢獄の中で食べるものがなくタバコの葉を口にしては吐いたりする者もあった (Strathern [1979], p.14)。

この投獄という苦役はニューギニア高地人がかつて経験したことのない全く新しい経験だった。

そもそも、ニューギニア高地では、ある成人男子 (またはその集団) が他の成人男子 (またはその集団) の自由を束縛して、生かしたまま苦痛を与えるという事例は絶えてなかった。殴打するなど懲罰行為は成人男子が妻子に行くことはあっても、成人男子同士の間ではそのような行為はありえなかった。もし、そのようなことが起これば、殴打された側はただちに報復を行い、戦争となるであろうからである。すなわち、懲罰行為は懲罰を受ける者の懲罰を行う者に対する服従を前提にしており、ニューギニア高地の自由で平等な成人男子間には支配-服従関係はなかったから、そこにありうるのは同格な者同士の戦いであり、一人の男が別の男に懲罰を加える権利をもつなどという可能性は想像することすらできなかったのである。互いに自立したニューギニア高地の成人男子の間でありうるのは懲罰ではなく報復であり、その目的は相手の服従ではなく相手の殺害であった。それが戦士の世界の人間関係の公理であった。戦士はたとえ殺されることがあっても他者に服従することはありえなかったのである。

白人パトロール・オフィサーの、銃の威力を背景にした、懲罰という形の服従の強要に屈したニューギニア高地人たちは、その瞬間自らの戦士性を放棄していたのであった。事実、白人支配に対する抵抗はどこにおいても、白人が鎮撫活動を始めて数年して速やかに消えてしまうのである。

白人たちはこうして〈権力〉という全く新たな人間関係の形態をニューギ

ニア高地にもたらした。それまでニューギニア高地の男たちが知っていたのは直截な暴力の応酬にすぎなかったが、白人たちは暴力（生殺与奪の一方的能力）の可能性を担保に服従を振り出すという、ニューギニア高地においては前代未聞の精神的錬金術をやったのけたのである。

暴力を服従に変換させる〈権力〉という秘術の威力は圧倒的なものであった。

その瞬間を経験した一人の老人は言う、「わしらと敵の連中たちとの戦争は白人が来たときに変わった。わしらが、さあ、戦おうとすると、白人は警官たちを寄越してきた。警官たちはわしらに発砲し、投獄し、わしらのブタを撃ち殺した。それで、わしらは怖くなり、それまでの習慣を変えたのだ。そしてこの時から、わしらは平和を手に入れ、どこでも眠れるようになったのだ。……昔は、誰もが自分自身のボスだったものだが、白人が来た時、それは終わった。なぜと言うなら、キャップ（パトロール・オフィサー）とルルアイ、トゥルトウルがわしらを支配したからだ」（Connolly and Anderson [1987], p.269）。

こうして、ニューギニア高地の戦士共同体は交戦権を中核とするその政治・軍事的主権を放棄させられ、主権はパトロール・オフィサーの手中に一手に握られることとなった。それとともに村々には平和がもたらされた。

第6節 「法」の出現

最初は抵抗したニューギニア高地の村々も、主権を放棄することによるメリットを次第に感得するようになった。先の老人も言うように「自分の生命と生存手段を防衛するという」（ホブス [1954], p.219）自力救済の原則を放棄することにより、それまでの絶えざる戦争状態から解放され、少なくとも表面上は敵からの襲撃を恐れる必要がなくなったのである（それはその後、邪術への恐れという形で潜行するのであるが）。

これは明らかにニューギニア高地人にとってもメリット、戦士の地位を失うことを償うに足るメリットであった。

しかし、問題は残る。先のブタの畑荒らしのようなもめ事が一度起こったら村人たちはどう処理すればいいのか？

そこでこれもまた前代未聞の現象が現れる。「法」(ロー; law) の出現である。

一度、村々からの主権の取上げが完了した後、パトロール・オフィサーに残された最大の任務は自らの管轄地域を巡回して法廷を開き、裁きを行うことだった。

自らの生命と権益は自らの力で守り、それへの侵害は自らの手で償わせるという自力救済の原則を捨てさせる代わりに、統治する村々の人間たちの生命と権益を守ってやり、それへの侵害を償わせる権限と責務を手中にする、これが白人パトロール・オフィサーの統治のアルファでありオメガであった。すなわちそれは裁判官および法執行者としての役割を身に引き受けるということを意味する。

「裁く」、ある人間が他の人間の行為の是非曲直を判断して、然るべくそれに相応した命令を与える、という現象もまたニューギニア高地では前代未聞のことであった。

「裁く」ということは、裁かれる人間が裁く側の人間の下す判断と命令を承認する場合に初めて成立するが、それは裁く者に自らの是非曲直に関する判断を委ね、それに従うという、一種、超越的な権威を付与することを前提としている。しかし、ニューギニア高地ではそれはありえないことであった。というのは、戦士共同体にあっては、本来、各戦士はみな同格であって、誰も自らの言い分と正当性を他人に譲り渡すことなく、互いの言い分が衝突したときには暴力で決着をつけるか、さもなければ仲介者が間に入り、賠償で事を収めるのが通例であったからである。もちろん、各人が大まかに共有する共通の規範・価値観というものがあったが、それを個々の事態に適用・解釈するのはあくまで当事者各人であり、すべての当事者から超越し、すべて

の人間に均一に適用される客観的な「法」と、その適用を独占する「裁き手」なる者はニューギニア高地にはかつて存在したことがなかったのである。

「法」の出現によって、それまでは、害を被った（と思った）場合、直接、自らの実力でその償いをつけさせていた者たちが、以後は必ず白人パトロール・オフィサーか、彼によって任命された代理人（ルルアイ、トゥルトゥル）へ訴え、そこにおける裁きを待たねばならなくなった。しかも、その「裁き」は絶対であり、必ず服従せねばならない。先に述べた白人パトロール・オフィサーに対する服従とは、実は、彼個人に対する服従ではなく、彼が代行している「法」に対する服従だったのである。今や、人は他者に対して、法が透過することを許す行為のみを行うことができる。こうしてニューギニア高地の人間関係はそれまでの、実力をもって直接対峙しあうものから、間に法を介して向かい合う関係へと変容を余儀なくされた。すなわち、人間と人間との間には、選択的な浸透膜のように、法が入り込んでいったのである。

第7節 パトロール・オフィサーの失権

裁判権と共に警察権力をもその手中に収めていたパトロール・オフィサーは、彼の統治地域内においてはほとんど全能の主権者だった。マキャヴェリ以来モンテスキューに至るまで西洋の政治哲学者が繰り返し使ってきた政体の3区分、王政、貴族政、民主政、を機械的に適用するなら、統治地域におけるパトロール・オフィサーはほとんど王と違ってよい存在であったし、事実、統治地域内の村人たちはパトロール・オフィサーを一種、絶対的存在とみなしていた。

実はパトロール・オフィサーは植民地統治府の最末端官僚であり、オーストラリア官僚機構の厳しい統制に服していたのだが、村人たちの目にはそうした光景は入ってこなかったのである。

パトロール・オフィサーとは統治地域という孤立した小世界とキャンベラ

(オーストラリアの首都)を頂点とする近代国家機構という上部構造を繋ぐ唯一の接合点だったのである。そのことが彼に法の制約内で行動する限り，統治地域においては1万近い村人たちを統治する唯一の主権者であるという，20世紀後半の近代社会の人間には絶対に味わえない権力機会を与えたのである。しかし，それはもはや許されざる特権となりつつあった。国際世論は反植民地主義の旗印のもとに，こうした統治のありかたを厳しく批判し弾劾していた。そしてオーストラリア本国でも第2次大戦前に形作られたパトロール・オフィサーを要とする統治機構見直しの機運が高まってきた。

事実，近代人権思想と民主主義の精神からみればパトロール・オフィサーの統治は許し難い専制である。まず第1に白人とニューギニア現地人には異なった法が適用される。これは法の下の平等という人権思想の根本原理への違背である。また裁判権と警察権力その他の行政権がパトロール・オフィサーの一身に集められていた。これは三権分立による権力の分散と相互抑制という民主主義の根本原理への背反である。

オーストラリア本国の近代主義者たちは1960年代に入ると，白人住民と原住民の法の下での平等の賦与，および司法体系と行政体系の分離を行い，その帰結としてのパトロール・オフィサーの裁判権の剥奪，さらには警察権力の剥奪を次々と法制化していった。

こうして，ニューギニア高地の村人たちも，オーストラリアによって定められた法によって近代的個人として扱われることとなった。あたかも，普通選挙による民選議会の設立，パプアニューギニア人の官職への正式登用開始など，パプアニューギニアの近代国家としての独立へ向けて，立法・行政上の布石が相次いで打たれていた頃であった。パプアニューギニアをオーストラリアと同様の近代的民主主義国家としてパプアニューギニア人自身に運営させようという本国政府の構想のなかに，かつての統治地域における小君主，パトロール・オフィサーの存在する余地はなかったのである。

第8節 基本的人権の導入と戦争の復活

こうして、1960年代前半に、ニューギニア高地人は普遍的人権をもった近代的個人として法的に認められるようになった。しかし彼らはいつ10～30年前まで新石器の部族社会に生きていた戦士たちであった。パトロール・オフィサーによる統治は確かに現地社会を変質させたが、近代市民社会に作り変えたわけではない。「普遍的人権をもった近代的個人としてのニューギニア高地人」はどう考えても無理のある法的擬制であった。事実、この法的フィクションはすぐさま現実による報復を受けることとなる。すなわち、村間戦争の再発と新たに生まれつつあった都市を中心に広がり始めた犯罪の増加と犯罪集団の結成である。

これらはいずれもパトロール・オフィサーの権力の解体と近代主義的法・政治体系の導入がもたらした権力の空白を母体として発生した。権力の空白は法を強制すべき主体の不在を意味する。

とりわけ、独立へ向けて最後のハンドルが切られた1972年、「事態は劇的に変わった」と一人のニューギニア高地人は回顧する。すなわち、彼によれば、「独立と自治が我々に意味したものは、誰も我々を支配することはない、全ては我々の手中にあり、我々はもはやキャップ（パトロール・オフィサー）を恐れる必要はないということだった。我々にわかったことは（独立するのだから）『あなたがたキャップはあなたがた自身を支配したらいい。我々は我々自身を支配する』ということだった。」（Gordon and Meggitt [1985], p.171）。

こうして、パプアニューギニア中央政府が独立国家としての外観を整えるのと反比例して、ニューギニア高地における国家権力の内実は急速に解体への道を歩んでいったのである。

平和と秩序の維持のための懲罰行為にではなく、個々人の基本的人権を守ることに力点をおく近代法のおかげで、裁判においては、「1970/71年度には1%以下であった無罪放免率が1978/79年度には59.2%に増加した」。そして

1980年までには「無罪申請をすれば，事実上，無罪放免を勝ち取ったに等しいという状態に立ち至った」(Gordon and Meggitt [1985], p.25)。こうした状態ではもはや法から十分な保護と正義の執行を期待することはできない。それは逆に言えば他者の権利を侵害しても法による追及を受けずに済むということをも意味する。とするならば，白人到来前と同様，自らの力で自らを守り，他者からの侵害に対しては自らの手でその償いをさせる他なくなるではないか。自力救済の原理の復活である。

ニューギニア高地5州のうちのひとつ，エンガ州では1961～69年までの9年間に合わせて11件しか発生しなかった部族戦争が71年には1年間で24件も発生している(Gordon and Meggitt [1985], p.256)。これはすべて「普遍の人権をもった近代的個人としてのニューギニア高地人」というフィクションがもたらした当然の帰結であった。事実，このフィクションはニューギニア高地人自身によって否定されるのである。

すべての人間は同一の基本的な人権を有するという観念はニューギニア高地人の伝統的人間観と真っ向から対立するものであった。彼らにとっては，世界には根本的に異なる2種類の人間がいるのである。一方には味方，すなわち同じ村，同じ氏族に属する者(および同盟村，同盟氏族の者)がおり，他方には敵，伝統的な敵村，敵氏族の者(およびその同盟村，同盟氏族の者)がいる。敵と味方，この両者には決して同じ態度が向けられることはない。そしてそれ以外の人間たちも自動的に味方か敵かという二分法によってふるい分けを受ける⁽⁵⁾。

私が調査のためある村に住みこんだ時，まず最初に言われたのは「敵の某氏族の者からもらった物は決して食べてはならない。一応『ありがとう』ともらっておいて，後で捨てるのだ」というものであった。

伝統的に敵同士である2つの集団の者たちは決して食物を分けあうことはない。毒を盛られる危険性が高いからだ(と人々は言う)。また，人(特に指導的な男)が死んだときはしきりに敵による毒殺や邪術のせいだと囁かれる。こうした毒や邪術の観念が我々の近代科学的世界観からみて真であるか否かは

ともかくとして、重要なことはそこに流れている強烈な不信の念である。味方が敵かという二分法に付随して、人々は自動的に信と不信の念を振り分けるのである。味方はいざという時自分の生命と安全を守ってくれる者たちであり、敵とは(少なくとも潜在的には)自分の生命と安全を脅かす者である(すなわち、今はそうでないかもしれないがいつ襲ってくるかもわからない者たちである)。

このような条件の下で、仮にある男が敵の誰かの財産を盗んだとして、味方の者たちはその時、どのように振る舞うことが期待されるであろう。絶対に、警察へつき出すこと、ではない。逆である。その男をかばい、かくまうことが期待されるのである。

ニューギニア高地人の観点に立てばそれは当然のことである。なぜなら、いざという時、自分の生命と安全を守ってくれる存在は警察(少なくともパトロール・オフィサーの失権後の)ではなく、その盗人だからである。

人は何よりも自らの生命と安全を依拠している集団にしか帰属と忠誠(アイデンティティー)を感じることはできない。現在の Papua New Guinea 国家は人々に生命と安全を保障できる存在ではない。唯一それができるのが村あるいは味方一般なのである。このような生存条件の下で、味方の一人を警察につき出すことはもとより、彼に不利な証言を行うことすら、許し難い裏切り以外のなにものでもないのである。

人々は、パトロール・オフィサーの時代のように、国家がすべての国民の生命と安全を守るため断固とした行動をとらない限り、法の下での平等も基本的な人権も空言にすぎないことを知っているのだ。第一、人には自らの生命と安全を守るという根本的権利があるではないか。

第9節 戦争をめぐる新たな構図

ニューギニア高地における敵と味方への断固たる二分法はマックス・ウェーバー言うところの二重倫理、すなわち対内倫理と対外倫理(というよりは対

外無倫理)を生み出さずにはおかない。敵が潜在的には自分の生命と安全を脅かすものであり、今はそうではないかもしれないがいつ襲ってくるかもしれないものであるならば、全く対称的に、自分も敵に対して、いつ襲撃してもおかしくないのである。

そして一旦、敵対行為が突発して、敵と味方の潜在的な戦争状態に火を点けたなら、「目には目を，歯には歯を」という論理が作動して報復と応酬の連鎖反応が始まることになる。

ただし、パトロール・オフィサー失権後の1970年代以降の状況は白人統治開始前の村落割拠状態の昔に完全に復したわけではない。大幅に弱まったとはいえ依然、国家権力は国内最大の武力の所有者であることをやめてはいない。何といても警察の機動隊の持っている火器の威力は侮りがたい。また、貨幣経済への依存度も高まっている。換金作物を売って得た代金なしには、生活必需品となった塩もマッチも鉄斧も買えない。また、婚資はすでに現金を必要としており、戦争の突発によって貨幣の流れが遮断されると嫁を取ることもできなくなる。さらには、男たちの新たな情熱の対象となったビジネス(雑貨店経営、バス運行など)もできなくなる。そして、近代セクターへのパスポートとなる学校にも子供をやれなくなる。こういったさまざまな不利益の発生が人々に戦争を思い止まらせる力として働き始めた。さらにキリスト教の普及、すでに名目的には9割以上の人間がキリスト教徒であり、教会に行ったり聖書を読んだりすることには背を向ける者が多いものの、彼らですらキリスト教の神とその権威には表立っては逆らうことができなくなっている。これも戦争に対する一定の歯止めとはなっている。ただ、これらの抑止要因も両刃の剣であり、たとえば、貨幣経済の発達は人々の往来を盛んにし、その結果、敵との出会いの機会が増し、交通事故や酒を飲んでの喧嘩など火種を増やす方向にも働く。また、キリスト教の宗派間の対立は戦争を単なる軍事的衝突以上に苛酷な殲滅戦=宗教戦争へと導きかねない。

こうしたなかで、戦争への唯一信頼しうる抑止装置として浮かび上がってきたのが伝統に根ざした賠償行為であった。



▲ある交通事故死をめぐる2つの氏族間の賠償儀式。氏族や村落共同体間の紛争は国家の法律によってではなく、当事者同士の交渉によって解決が図られる。当事者同士は武装して賠償の場に臨む。交渉が決裂すれば戦争となるからだ。中央にメガフォンを持って立っているのは国会議員。双方に向かって穏便に事を収めるように説得している。

第10節 「法の創造」としての賠償観念の生成

ニューギニア高地の村や氏族を越えた人間関係は伝統的に財貨(ブタ, 貝の飾り物)や女のやり取り(人類学で言う互酬関係)によって縫い合わされてきた。このような互酬関係においてやり取りされる財貨の価値は、彼らの評価によればきわめて大きく、たとえば、家畜であるブタ1頭の価値は普通、一家の2年分の現金収入かあるいはそれ以上に相当すると評価される。そして、こうしたきわめて高価な財貨のやり取りのみが身内である村や氏族の者以外の他人との間に信頼関係を作り出すことができるのである。財貨のやり取りをしあっている相手は少なくとも自分にとっては敵ではない。逆に言えばある人間、または集団を敵にまわさないためには財貨のやり取りの関係に入れ

ばよい。そのためには先手を打って財貨を与えてしまうことである。

これが賠償の根本精神である。

そして、1回の賠償行為が引き続いて両当事者間の財貨のやり取りに進展していくなら、その時、敵対は友好さらには同盟関係に転化したのである。ニューギニア高地のある地域では、こうした賠償行為を行う（あるいは受ける）ことを「『法』を行う（あるいは創る）」と呼び始めている（Merlan and Rumsey [1991], p.196）。ここにおいて、白人統治の開始とともにニューギニア高地にもたらされた「法」は、白人権力の撤退、さらには村々に対する国家権力そのものの衰弱とともに、ニューギニア高地化を始めたのである。事実、ニューギニア高地のいたる所で日々起こっているもめ事が戦争に転化するのを防いでいるのはこうした賠償行為なのである。

第11節 戦士共同体「国際法」の形成

まず第1に賠償交渉と賠償儀式は当事者である村または氏族同士が行うのであって、それは国家の介入するところではない（国会議員が仲介の労をとることはあるが、それは勢力ある私人としてである）。国家によって設置されている裁判所が扱う事件は主として個人と個人との間のもめ事と限定できる種類のものに限られる。というよりも、人々はそのような事件しか裁判所に持ち込まない。それを越えた、人間の生死と集団的安全保障に関する問題が現在の裁判所によって解決されうるとは考えていないからである。それは、現在の諸国家が安全保障に関する問題をいかなる外的裁判機構に委ねるつもりもないのと全く同様である。そもそも、政治・軍事的な主権団体は交戦権を保持し、究極的には自らの独立した意思によって和戦の決定を行い、そして遂行するところにその本質がある。仮に、そうした主権団体に安全保障に関する問題の採決を下しそれに服従せしむる権能をもった裁判機構が存在するとすれば、その時もはや、それに従う団体は地方自治体同様の自治体にすぎな



▲夫が妻に暴力を加えたことに怒った妻の里の者たちが押しかけ、賠償と和解を求めて2つの村の者が協議している。こうした協議はニューギニア高地の道路わきのあちこちで毎日のように見かける。このような無数の協議の中から新たな法が生まれてくる。

いのであって、主権を保持している団体とは言い得ないのだ⁽⁶⁾。

このようなニューギニア高地の村々において賠償行為を、「法」を創る、と表現する時、そこにおける「法」の意味はホブスの「法」からは離れて、グロティウスの言う「法」に近づいていくのである。

グロティウスは言う、「非常に強力で自分の力だけで充分だというような国家はなく、あるいは交際によるか、それともこちらに対して同盟を結んだ多くの外国の連合勢力に対して、自らを防衛するためにも、時には外国の援助を必要とする。したがって、最も強力な君主たちや国家さえも常に同盟を望んでいたのである。だが同盟というものは、もしもすべての法と正義がひとつの国家の内部にのみ局限されているならば、ほとんど役に立たず、力もないであろう」(ダントレーヴ [1972], pp.153-154)。

この文章の国家(および君主)を村や氏族に置き換えれば、その文言は現在のニューギニア高地にも全く同様に妥当する。

すなわち、ニューギニア高地人たちは白人パトロール・オフィサーによる強制的な支配権力に依拠した「法」(law)が失われた時、それに代わって、一種の国際法としての「法」(lo-ビジン英語)を生み出したのである。もちろん、白人統治以前にも村と村との間の賠償行為は存在した。しかし、そこには「法を創っているのだ」という意識は欠けていた。近年のニューギニア高地における賠償行為はすでに述べたとおり、「法創造」行為として意識されている。

その相違を端的に示すのはかつての賠償行為の事後性と現在の賠償行為の事前性である。すなわち、かつての賠償(法という意識を伴わない賠償)は戦争の事後、それを終結させる過程で行われたのに対し、現在では(もちろんそのような事後的賠償もあるが)むしろもめ事が戦争に転化する前に行われるようになったのである。すなわち、かつての賠償行為は戦争が事態を解決しえなくなった時、初めて発動されたのに対し、現在では、戦争と同等、あるいはそれに優先する解決手段として考えられ受け容れられるようになったのである。そして、戦争を事前に止め回避するための1回1回の賠償行為がニューギニア高地の村々の間に一定の信頼を寄せうる国際(村際というべきか)秩序をつくり上げていくのである。こうした「村際」秩序へ向けてのひとつひとつの賠償行為を「法を創る」と呼んだとしても、それは国際法的法創造の意味に充分かなうものであろう。

もちろん、それは整理され固定され明文化されてはいないが、現在のニューギニア高地の村々は守るべきひとつの「村際」秩序(すなわち平和)があるという考えを共有し始めており、こうした秩序を維持するための「すべての諸国民あるいは少なくとも多数の諸国民の共同の同意」(グロティウス)に基づく「諸国民の法」(Law of Nations)として賠償行為を捉え始めているのである。それは村落間の関係が実力による直接的なものから、間に共通の法観念というクッションを置いた関係に変わったことを意味する。外なる国家の法(gavman lo)の作用を受けて、ニューギニア高地社会は自らの内に伝統の法(tumbuna lo)という観念を結晶化させ始めたのである。そして、村々はこの

村々の間に入りこんだ伝統法観念という新たな場において互いに出会い、交渉し、論争を行う。これがさらに伝統法観念の結晶化を進めていくのである。

第12節 全能感抑止装置としての「法」

個々の村の自立性を超え、すべての村々に共有される共通の法という回路（手続き）の形成は、その背後に村々の相互依存関係の増大と相互依存意識の高まりという現実を控えている。具体的には先にも述べたように、貨幣経済とそれが提供する財が村人の生活の隅々にまで浸透してなくてはならぬものとなったこと、そして国家の提供するサービス（医療や教育）が人々の生活設計にとって不可欠の前提となったことなどである。たとえば、こうした近代世界の財やサービスはニューギニア高地においてはハイランズ・ハイウェイ（高地縦貫道）と呼ばれる一本の幹線道路にほとんど全面的に依存しており、戦争のためどこか一点において道路が封鎖されれば少なくともその川下に位置するすべての村々の経済生活は麻痺してしまうのである。

こうした村の自己完結性の低下（これは村の間の相互依存関係の拡大と同一の事態の表裏をなす）が自らの決定を自分たちだけで決めることを許さなくなる。村はその依存するところの他の村々の意向を聴かねばなくなる。他の村々は戦争によって生ずる生活の麻痺を思むから、平和的な解決への圧力をかける。こうして、村の自力救済原理に則った直接行動にはブレーキがかけられ、戦争の事前的回避のための賠償が頻繁に行われるようになったのである。

一方、先にも述べたように異なった村の者同士の交流の増大はもめ事の種を増やす方向にも働くから、貨幣経済や道路や都市への依存の増大が一義的に戦争の抑止にのみ作用するわけではないが、少なくともこのように、村々がその全体性を失い、自らをより大きな全体の部分として自覚し始めたことは、個々の村の自立性を超え、すべての村々に共有される共通の法という観

念回路の形成にとって決定的な条件であった。そして、そこにおいて発生してきた「法」が事実上「賠償」と同義であるということはきわめて興味深い。

白人パトロール・オフィサーが戦争を禁止するために布いた「法」は刑罰を旨とするものであった。それに対し、白人統治終了後、ニューギニア高地人が生み出しつつある戦争を回避するための「法」は賠償と同義である。

そして、刑罰によって禁止されるときの戦争はア・プリオリ（先験的）な「絶対的な悪」であるのに対し、賠償によって回避されるときの戦争はア・ポステリオリ（経験上）な「相対的な悪」である。すなわち、前者は戦争を人間が人間であるための基準にはずれる反人間的行為（殺人）として捉えるのに対して、後者はそれを人間のありうるひとつの様態として認めたくえて、他の様態より劣るとするのである。そのうえで、前者は端的に「汝、殺すなかれ」と命ずるのに対し、後者は「殺したら、報復に遭う危険性があり、便益が損なわれるから止め」と説得するのである。

それでは、何に対して「命じ」、何に向かって「説得する」のか？

人間の根源的な報復衝動に対してである。

傷つけられた（と思った）時に行う人間の最も原初的で直接的な行為は自分を傷つけた（と思い込んだ）相手を傷つけ返す（しかも自分の傷以上に）ことである。

それに対し、白人パトロール・オフィサーの「法」はこの報復衝動の発動を禁ずる代わりに、パトロール・オフィサーが傷つけた人間に懲罰を加えることによって置換しようとするものであり、一方、ニューギニア高地人が創りだしつつある「伝統の法」は報復の代わりに相手に自らの傷を償わせるようにさせようと説得するのである。いずれも報復衝動を満足させる時の快感（それは一種の全能感である）を与えてはくれないが、その代わりに、報復衝動を満足させることに伴う危険（相手からの報復の可能性）を蒙らずに済む。

こうして、村々が全能感を自分たちからは超越した存在である白人パトロール・オフィサーに付託するか、あるいは、お互いに全能感を放棄しあって現実原則に則って交渉する時に「法」は出現するのである。このような側面

からみる時、「法」は全能感抑止の方式として定義される。

さて我々が到達したこの観点に立ってこれまでの全論述を振り返るなら、それは戦士共同体の全能感がたどった変転の歴史として捉え直すことができよう。

第13節 全能感の運命

まず、白人到来前の戦士共同体は主観的に、全能である、という前提のもとに成立している。自力救済の原理はこの全能感の雄弁な表現である。

もちろん、人間（およびその集団）は客観的には全能ではない。むしろ個々の人間は無力であると言ったほうが事実に近いであろう。とはいえ、人間がその内に全能感を抱え込んでいることもまた否定しがたい事実であるように思われる。精神分析家の岸田秀氏によれば、人間は生まれたばかりのまだ自己と世界、内と外の区別もつかない状態においては主観的に全知全能状態にあるという（岸田 [1985], p.26）。そしてそのような時、人間は最も無力なのである。

こうした原初の全能感はやがて修正を余儀なくされようが、しかし、人間が生きていく限りなんらかの形で生の原動力であることを止めることはないであろう。問題はこの根源的の全能感が与える無定形なエネルギーをどのようにして現実的な力に変換していくかであり、いずれの社会もそれぞれの変換方式をもっているが、どの方式にも共通して3つの要素が認められる。ひとつは全能感を抑圧して、相互に依存しあうことを認めること、すなわち分業であり、もうひとつは全能感を限定的に放出できるような水路付けを行うこと、すなわち権力であり、3つめは全能感を別のレベルに転移させることである。とりわけ分業と権力は表裏の関係を成し、分業関係は必然的に権力関係を分泌し（すなわち指揮する者と指揮される者の分化である）、また権力に裏打ちされ、権力関係に介入されることによって初めて作動することができるの

である。

白人到来前の戦士共同体にも、男と女、夫と妻の間に分業関係が成立し、しかもそれが同時に権力関係をも構成していた。そして全能感は戦士共同体の一員という形で男たちの間に分有され、戦士共同体は全体として自らの意思を誰に依存することもなく自らの意思で決定する主権団体を構成することになった。戦士共同体の拠って立つ自己救済原理はその端的な表出である。それに対し、現実による全能感の否定は敵共同体という形で内的全能感とぶつかり合うのである。すなわち敵と味方への二分法およびそこから帰結する絶えざる戦争状態は、内なる全能感と外なる無力との次元を新たにしての再現なのである⁽⁷⁾。

白人到来前はこうした集団に転移された全能感と現実によるその否定との絶えざる衝突状態として捉えられる。もちろん、全能感が現実に対して最終的に勝利を収めることはありえなかったが、現実もまた戦士共同体に結晶化した集約的全能感をつき崩すことはできなかったのである。

圧倒的武力をもった白人統治の開幕は、ニューギニア高地のすべての戦士共同体を成立させていた、この転移された全能感を徹底的に叩き潰すことを意味した。今や、人々は自分たちの戦士共同体が全能ではなく、逆に全くの無力であることを思い知らされたのである。こうして新たな歴史が始まった。

全能感とは白人パトロール・オフィサーと彼が代表する政府 (gavman) へと転移された。白人の全能と共同体の無力という新たな了解の下で、白人の側は支配と保護を、共同体は依存と従属を分けもつという一種、家父長的支配関係が成立したのである。この白人統治の開始という衝撃的事態を身を以て体験した老人たちは今でも白人 (と彼らが見なす者たち) に対して父親に対するような依存と従属の感情を抱いている。私自身、初めて出会った老人たちに「パパ」と言われ抱きつかれたり、握手を求められたりしたことを何度も経験したが、父親のような年齢の老人たちに「パパ」と呼ばれるのは不思議な気分である。白人の到来とその支配の開始がニューギニア高地人に与えた衝撃の程がしのばれる。それは、いわばニューギニア高地人が世代として受

けた集合的トラウマ（心的外傷）であった。

白人の全能というこの幻想はその絶頂期（1960年代初頭）において、ある白人議員がニューギニア人議員から「わしらの神様」と呼ばれるまでに昂進するが、やがて始まる白人権力の撤退と学校教育を受けた若い世代の出現は白人から全能の仮象を急速に奪い去ることとなった。

白人による家父長的支配の終焉は再び戦士共同体のエトスの復活を促したが、一度、無力を思い知らされた戦士共同体はもはやかつてのような全能感の全き担い手ではあり得なかった。しかし、平和と安全の保障者としての国家が衰弱してしまった今、頼れるものは再び戦士共同体しかないのである。この頼り得ないものに頼らざるを得ないという不安定な心的状態が独立以後、現在までのニューギニア高地社会を支配する生の基調なのである。

こうした不安定のなかに安定を回復しようとする努力が「法の創造」としての事前的賠償慣習の形成を促した。こうして快感原則（傷つけられた全能感を報復によって回復すること）から現実原則（報復のもたらす事後的帰結を考慮して賠償によって回避すること）への移行が始まった。フロイト流に言えば、戦士共同体は集団として自我の形成を始めたのである。その結果、少なくとも現下においては、白人到来前のように敗北した共同体がそのテリトリーから駆逐されて消滅してしまうという事態はみられなくなった。そして、現在、ニューギニア高地においては脆いながらも諸村落間の勢力均衡（バランス・オブ・パワー）が保たれるようになったのである。

とまれ、ニューギニア高地は現在、自我形成途上のあらゆる例にもれず、全能感と無力感、それに萌芽状態の自我感覚がないまぜになった、きわめて不安定な状態にある。現実原則形成のテンポはゆっくりとしか進まず、行き場を失った全能感は転移する先を求めてさまざまな対象にとびついては、満たされることなくまた別の対象へと飛び移っていく。

もはや共同体は全能ではありえない。そして政府の全能も幻影であったことがわかった。一部の生真面目で熱烈なキリスト教徒たちはキリスト教の神に全能感を付託して、神によるこの世の支配を実現しようとしているが、人

間の中から決して除去することのできない全能感と衝突して阻まれている。男たちの多くはニューギニア高地には全く新来の嗜好品である酒に酔うことによって、東の間、幻の全能感に浸ろうとしている（土曜日にはニューギニア高地のいたる所で金を握った男たちがビールを2ダース、3ダース、4ダースと酔いつぶれるまで飲み続ける姿を見ることができる）。しかし、それも醒めれば、前に変わらぬ苦々しい現実が待っているのだ。少なくとも次の金が手に入るまでは。

ある者たちは教育を受け、就職し、金を貯め、ビジネスを始め、それに成功し、政治的キャリアを歩み、という、独立後出現したニューギニアン・ドリームの実現へ向かおうとする。それは、現下においては最も現実的な対応である。しかし、初等教育を修了する者は50%、中等教育を修了する者は15%、さらに中等教育を終えて就職できる者はその10分の1、そのなかから金を貯めビジネスを始められる者はさらに一握り、そしてそれを成功させることのできる者は一層きびしいふるいにかけて、政治家と呼ばれる国会議員や州議会議員にいたっては1万人に1人程度の割合でしかない。ニューギニアン・ドリームの道は決して平坦なものではなく、圧倒的多数の者が落伍者となるよう運命づけられた茨の道なのである。嚙むような無力感とやみがたい全能への希求は多くの若者たちを社会に対するルサンチマンと報復としての犯罪へと駆り立てる。しかし、徒党を組んで犯罪を行うことによって得られる全能感はその内に恐るべき虚無を孕んでいる。それに耐えられなくなったとき、突然の回心が訪れる。手のつけられない犯罪常習者が、ある日突如として、神への服従を説く熱烈な信者になるという話はニューギニア高地のいたる所で繰り返られるお馴染みのフォークロアである。が、逆に、生真面目で熱烈な信仰を捧げていた者が、ある時ふと、酒（あるいは女）に魅いられ、教会に背を向け、酒（女）びたりになることもそれに劣らず多い。

いずれにしても、ニューギニア高地人は今、行き場を失った全能感と底無しの無力の無媒介な併存の下で、大波に翻弄される木切れのように全能の高みから無力のどん底へ、またその逆へと絶えざる動揺をくり返しているのだ

ある。

外なる無力の自覚から分業体系を、内なる全能感の限定からは権力体系を紡ぎ出し、その二者を縫いあわせることによって、現実原則に貫徹された新たな社会体系を創り出すという文明への道は、今、ようやく始まったばかりなのである。

〔注〕—————

- (1) この論文は塩田が以前に書いた論文（塩田 [1991]）に続く、パプアニューギニアを舞台とする国家研究の第2弾である。前論文も参照されたい。
- (2) ここにおける「主権団体」とは、カール・シュミットの主権概念に基づいて使っている。すなわち、「政治的単位とは、現実の敵と現実と戦うという危急のばあいの可能性をふまえているのであるから、必然的に、友・敵結束にとって決定的な単位なのであって、その意味で（なんらかの専制主義的な意味においてではなく）、主権をもつ単位なのであるし」（シュミット [1970], p.37）、「例外的事態をも含め、決定的事態についての決定権を、概念上必然的につねに握っていないてはならない、という意味において「主権をもつ」単位なのである」（シュミット [1970], p.36）。
- (3) パプアニューギニアの南高地、西高地、東高地、チンプー、エンガの5州のうち、主として海拔1200メートル以上に住む東ニューギニア高地語系（East New Guinea Highlands Stock）という言語グループに属する諸民族をニューギニア高地人といい、彼らの居住している空間をニューギニア高地という。
- (4) 以下の記述は塩田「転換点に立つパプアニューギニア」（『アジア研ニュース』No.134 1992年7月）より14～16ページの部分を引用した。なお、これ自体、Shiota [1992] を縮約したものであり、詳細な議論はそのなかに展開されている。参照されたい。
- (5) シュミット流に言うなら友敵関係である。シュミットによれば、この友敵関係こそが政治関係を構成する本質的要素である。たとえば、以下の文言、「政治的な行動や動機の起因と考えられる、特殊政治的な区別とは、友と敵という区別である」（シュミット [1970], p.15）。あるいは、「友・敵・闘争という諸概念が現実的な意味をもつのは、それらがとくに、物理的殺りくの現実的可能性とかかわり、そのかかわりをもち続けることによってである。戦争は敵対より生じる。」（シュミット [1970], p.26）を見よ。
- (6) シュミットの言うように、主権者同士の衝突は「あらかじめ定められた一

般的規定によっても、また「局外にあり」、したがって「不偏不党である」第三者によっても、決着のつくものではない」(シュミット [1970], p.16)。

- (7) こうして我々はシュミットの友・敵関係のよってきたる所を発見することができた。すなわち、あらゆる政治的関係をそこから析出させる友・敵の2項対立は、人間の根源的全能感より出来る。

〔参考文献〕

〈日本語文献〉

- 岸田秀 [1985], 『幻想の未来』 河出書房新社
 塩田光喜 [1991], 「大地の破壊, 民族の創成—1988~90年ブーゲンヴィル島分離独立運動の経過と本質—」(『アジア経済』 第32巻第12号 12月) 25~47ページ
 カール・シュミット (田中浩・原田武雄訳) [1970], 『政治的なものの概念』 未來社 (Carl Schmitt, *Der Begriff des Politischen*. Munchen: Dunker & Humboldt, 1932)
 A・P・ダントレーヴ (石上良平訳) [1972], 『国家とは何か』 みすず書房 (Alexander Passerin d'Entreves, *The Nation of the State: An Introduction to Political Theory*. Oxford: Clarendon Press, 1967)
 トマス・ホッブズ (水田洋訳) [1954], 『リヴァイアサン (一)』 岩波書店 (Thomas Hobbes, *Leviathan, or the Matter, Form, & Power of a Commonwealth Ecclesiastical and Civil*. London, 1651)

〈外国語文献〉

- Connolly, B. and R. Anderson [1987], *First Contact: New Guinea's Highlanders Encounter the Outside World*. New York: Viking Penguin Inc.
 Gordon, J.G. and M.J. Meggitt [1985], *Law and Order in the New Guinea Highlands: Encounter with Enga*. Hanover; London: University Press of New England.
 Merlan, F. and A. Rumsey [1991], *Ku Waru: Language and Segmentary*

Politics in the Western Nebilyer Valley, Papua New Guinea. Cambridge : Cambridge University Press.

Shiota, M. [1992], "Papua New Guinea at Turning Point : Meaning of its Socio-political Transformation in 1991 from the Historical Perspective," in Mitsuki Shiota and Nimal A. Fernando, *Papua New Guinea at Turning Point.* Joint Research Programme Series No.98. Tokyo : Institute of Developing Economies.

Strathern, A. [1979], *Ongka : A Self-account by a New Guinea Big-man.* London : Duckworth.